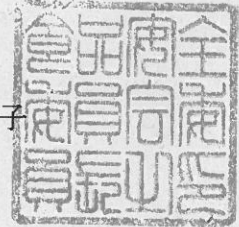


府食第399号  
平成23年5月12日

農林水産大臣  
鹿野 道彦 殿

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う  
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成23年4月28日付け23消安第755号により貴省から当委員会  
に対し意見を求められた事項について、食品安全基本法（平成15年法律第  
48号）第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

#### 記

以下の事項について、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行  
うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

動物用医薬品又は動物用医薬部外品のうち、動物体に直接適用しない動物  
用殺虫剤であって、用法、有効成分の特性等から、食用に供する動物及び食  
用に供する乳、卵等の生産物を生産している動物が暴露される可能性がない  
ものの承認、再審査又は再評価を行う場合